

# 上越民主商工会が マイナンバー対応 学習・相談会

システム障害や番号流出など、トラブルが  
いついであるマイナンバー制度は問題だらけ。  
国民にはメリットがなく、広がるのは不安ばかりです。

そのマイナンバー制度の仕組みとねらいを明  
らかにするとともに、「番号がなくても何の不利  
益も罰則もない」ことが明らかになった各省庁と  
の交渉の結果を報告する会を、上越民主商工会  
が計画しています。

疑問や感想、困っていることなどを交流し、  
対策を話し合う会にしようとして張り切っていると  
のことです。たくさんの方のご参加で、有意義  
な会にしましょう。

- 日 時 2月1日(水)午後1:00~2:30
- 場 所 上越市市民プラザ第1会議室
- 内 容

マイナンバー制度の仕組みとねらい  
(仲林誠一税理士)

省庁交渉の結果報告など  
(上越民主商工会)

- 参加費 無料
- 申込み 025-524-4816へ電話で
- 主 催 上越民主商工会  
〒943-0827 上越市栄町7-7  
☎ 025-524-4816

## 日本共産党上越市議員団ニュース

No. 531 2017年1月29日

- 連 橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
- 絡 橋本 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井)
- 先 上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
- 平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田)

# 勝訴を確信 公正公平な入札制度を ガス水道局本支管工事談合疑惑事件裁判 報告の集い

## 「通報業者への賠償請求許すな」との指摘も

ガス水道局の本支管工事をめ  
ぐる談合疑惑事件の裁判は、3  
月6日に判決を迎えます。この  
判決公判の前に、21日、市民  
プラザで「市民のみなさんへの  
報告の集い」が行われました。

はじめに、橋爪原告団長が  
「多くの市民のみなさんに支え  
られてここまで闘ってきた。勝  
利は少し先だが、裁判をするこ  
とによって、すでに入札制度も  
ある程度改善されてきた。談合  
業者による市民の大切な税金の  
無駄遣いは許さないと世論  
を、ますます強めていきたい  
と挨拶しました。

続いて、弁護士を代表して加  
賀谷弁護士がこの間の裁判の経  
過について、次のように説明し  
ました。  
・一昨年4月の提訴以来、9回  
の口頭弁論が行われ、3月6  
日の第10回口頭弁論で判決  
が言い渡される。

・この裁判の争点は、談合に加  
わった12の業者に対して、  
市が約1億3千万円の損害賠  
償を請求する訴訟をすること  
ができるかどうかであり、こ  
の点を裁判所も強調してい  
る。

・裁判所は、談合の有無は争点  
ではないとしているが、前記  
の争点に深く関連している。  
・原告は数々の証拠を提出して  
おり、談合の事実を明らかに  
なってきた。

・市は敗訴すると高  
裁に控訴すること  
が考えられる。市  
民世論で控訴しな  
いよう包囲するこ  
とが大切である。

・市は談合を通報し  
た業者にも損害賠  
償を求めかねない  
が、そんなことを  
したら今後談合を  
通報する業者はい  
なくなる。告発や

意の内容が曖昧であると主張  
しているが、談合の証明には  
個別談合行為まで特定する必  
要はなく、工事名、落札者等  
が特定できれば足りる。  
・裁判の中では各業者への証人  
尋問も申請したが、裁判所は  
「この裁判はハードルが低い  
のでそこまでは必  
要ないだろう」と  
の姿勢であった。  
このことから勝  
訴はまちがいない  
ものと考えられ  
る。



報告する加賀谷弁護士



左から、齋藤裕弁護士、加賀谷達郎弁護士、橋爪法一原告団長、司会の前山忠氏、鷺澤和省原告団副団長

通報をした業者が確実に守ら  
れるようにすることが必要で  
ある。  
その後、鷺澤議員団副団長が  
事件そのものの経過や、市民運  
動としての経緯、マスコミで取  
り上げられた点などを、傍聴に  
参加しての感想を交えて報告し  
ました。また、平良木原告団事  
務局長が、この間の市の入札契  
約制度の改善点などを報告しま  
した。  
参加した市民からは、「市は  
裁判に負けても、談合業者をか  
ばうかも知れない。通報業者を  
守り、談合業者にはしつかりと  
賠償させることが大事だ」など  
の意見が寄せられました。